【2026 年度 秋学期 学部生対象（11 月追加募集）】

高等教育の修学支援新制度（多子世帯支援含む）
及び
日本学生支援機構貸与奨学金（返還義務有）
募 集 要 項

2026 年度秋学期に標記の奨学金の募集を行います。制度の詳細については日本学生支援機構の「奨学金案内」にて必ず確認し、出願を希望する場合は本要項の内容を確認のうえ、期日までに手続きを行ってください。「奨学金案内」については奨学支援グループの Web サイトに掲載しています。

なお、「高等教育の修学支援新制度」とは、日本学生支援機構から給付奨学金が支給されるほか、国より授業料等減免を受けることができる制度です。日本学生支援機構の給付奨学金の採用となった方は、授業料等減免の対象者にも該当します。

個人情報の取り扱いについて

日本学生支援機構貸与奨学金及び大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の出願に際し、スカラネット上で入力された情報及び提出書類等に記載された情報は、関西大学で定める個人情報保護方針に基づき、奨学生の選考及び奨学金業務運営のために利用します。また、個人が特定されないよう処理した個人情報を統計的な扱いに限定して利用します。当該個人情報については、上記の利用目的の適正な範囲内において、日本学生支援機構、文部科学省、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供し、個人情報の漏えいや流出がないよう適切に管理いたします。

修学支援新制度申請者に係る授業料・諸費の取扱いについて

追加募集（11 月）に出願の方は、授業料・諸費の全額を納入後、減免対象であることが確認できた学生に、支援区分に応じた減免額を後日還付します（P7）。また、今回の出願（11 月募集）で修学支援新制度に採用となり、翌学期以降も継続して修学支援新制度の支援資格を有する学生に対しては、支援区分に応じた支援額を授業料から減免します。

関西大学学生センター
奨学支援グループ

Ⅰ　募集制度（奨学金）

・修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金・授業料減免）
・日本学生支援機構貸与奨学金（第一種・第二種）

※　日本学生支援機構の「奨学金案内」にて、制度内容や
　出願資格等を事前によく確認してください（右記の QR コードを参照）。

〈奨学金案内〉

Ⅱ　奨学金出願スケジュール

「1」～「5」の手続きを行うことで出願が完了します。

1　出願書類の準備

出願に必要な書類を奨学支援グループ Web サイト「https://www.kansai-u.ac.jp/scholarship/news/112026.html」に掲載します。出願書類を印刷し、必要事項を記入してください。

出願に必要な書類は以下のとおりです。

全員	**修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金・授業料減免）を希望する場合**	・2026 年度秋学期 修学支援新制度及び日本学生支援機構貸与奨学金 出願願書
		・学修計画書
	貸与奨学金を希望する場合	・2026 年度秋学期 修学支援新制度及び日本学生支援機構貸与奨学金 出願願書
該当者のみ	**あなたが「日本国籍以外」で出願可能な在留資格を有する場合 ※詳細は「給付奨学金案内（P14）」又は「貸与奨学金案内（P9）」を参照**	・在留カード（コピー）・特別永住者証明書（コピー）・住民票の写し（原本）等、在留資格・在留期間が明記されているものいずれか 1 点 ※在留資格が「家族滞在」の場合は「出入国記録の写し」（原本）も必要。
	あなたが「社会的養護を必要とする人」である場合	・施設等在籍証明書・児童（里親）委託証明書・措置解除決定通知書 等（コピー可）、満 18 歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類

【修学支援新制度を希望する際の願書作成時の留意点】

修学支援新制度に出願する場合は、「授業料等の負担が困難」もしくは「多子世帯に該当」いずれかの認定事由に基づき申請を行う必要があります。そのため、「2026 年度秋学期　修学支援新制度及び日本学生支援機構貸与奨学金　出願願書　7_修学支援新制度の希望する認定事由について」の項目に必ず☑をしてください。

なお、多子世帯支援に該当する方は、「授業料等の負担が困難」と「多子世帯支援に該当」の両方に☑しても問題ありません。

（出願願書　抜粋）

【7】（修学支援新制度希望者のみ記入）修学支援新制度の希望する認定事由について

修学支援新制度の出願を希望される方は、以下の希望する認定事由を必ず選択してください。
なお、多子世帯に該当する場合は、両方に☑をしても問題ありません

☑　授業料等負担が困難

☐　多子世帯に該当

２　出願書類の提出

以下の提出日時に必ず出願してください。出願時にその後の手続きに必要な「スカラネットの識別番号（ユーザーID・パスワード）」と「奨学金確認書兼地方税同意書」を交付します。

・提出日時及び場所

キャンパス	提出日時	提出場所
千里山	11/5（木）～20（金） 10：00～16：00 ※土日・祝日を除く	凜風館１階　奨学支援グループ
高　槻		A 棟1階　高槻キャンパスオフィス
高槻ミューズ		西館2階　ミューズオフィス
堺		A 棟1階　堺キャンパス事務室
吹田みらい		サウスウイング　地下1階 吹田みらいキャンパス事務室

※上記期間を過ぎた場合は至急、各キャンパスの奨学金窓口にご連絡ください。

※所属学部のキャンパスにて出願してください（原則として、他キャンパスでの受付はいたしません。やむを得ない事情がある場合は事前に各キャンパスの奨学金窓口にお問い合わせください）。

３　スカラネットの入力（インターネット）

【入力期間】：11 月 5 日（木）～11 月 26 日（木）

出願書類の提出時に交付される「スカラネットの URL 及び識別番号（ユーザーID・パスワード）」を使用し、「奨学金案内」および「スカラネット入力下書き用紙」を参考にスカラネットの入力を行ってください。「奨学金案内」および「スカラネット入力下書き用紙」は奨学支援グループ Web サイトに掲載しています。

なお、必ず上記の【入力期間】内に手続きを完了してください。

※スカラネットとは、日本学生支援機構の奨学金申込専用ホームページのことをいいます。

４　マイナンバー等の提出（インターネット）

【入力期限】：11 月 26 日（木）

「3 スカラネットの入力（インターネット）」後、「メインメニュー」の「個人番号（マイナンバー）の提出等」から「奨学金案内」を参考に提出してください。

※生計維持者は原則父母となります。父母が無職の場合でも生計維持者に該当するため、必ずマイナンバーを提出してください。入力内容に誤りがあった場合は奨学金の選考が遅れます。

５　「奨学金確認書兼地方税同意書」の提出（郵送）

「4 マイナンバー等の提出（インターネット）」後、12 月 7 日（月）（必着）までに、出願書類の提出時に交付される「奨学金確認書兼地方税同意書」を日本学生支援機構に直接郵送してください。

※提出内容に不備があった場合は、奨学金の選考が遅れる場合があります。

６　採否通知及び奨学金振込日

【結果判明時期】：2027 年 1 月上旬もしくは 2 月上旬

※審査状況により通知時期が異なります。結果が判明した方からインフォメーションシステムの個人伝言にて通知します。なお、結果の詳細は日本学生支援機構のスカラネットで確認を行っていただきます。

【振込日（予定）】：2027 年 1 月 8 日（金）もしくは 2 月 10 日（水）

※10 月分から遡って振り込みされます。なお、各種手続きを期間内に不備なく完了した場合でも、日本学生支援機構での審査に時間を要した場合などは、採否結果及び振込日が大幅に遅れることがあります。

Ⅲ 奨学金の学力基準について

奨学金の出願については、学力の基準と併せて、申込資格及び家計基準も満たす必要があります。詳細については、「奨学金案内」を必ず確認してください。

1 修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金・授業料減免）

学業成績等に係る基準は【表1】のとおりで、在学している年数に応じて基準が異なります。

ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が【表2】の①～③のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

【表1】

在籍年数	学業成績等に係る基準
入学後1年を経過していない人（2025 年度秋学期入学者を含む）	次の①～③のいずれかに該当すること ①高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること ②高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
入学後 1 年以上を経過した人	次の①又は②のいずれかに該当すること ①GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること ②修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること （注）標準単位数＝2025 年度の学年×（各学部の卒業所要単位数÷4） ※採用基準となる GPA、修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」によって判定されます。 ※標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすことになります。該当する可能性のある方は各キャンパスの奨学金窓口に相談してください。

※編入学や転学をしている場合は、編入学前や転学前の学校に入学してからの年数で判定されます。
ただし、カリキュラム等の関係で、成績に問題はないが編入学後の標準単位数等に満たない場合は、編入学試験の成績等から総合的に判定します。

※入学から1年を経過している人が、入学1年目に大学等から認められた正規の手続きにより「休学」した期間があることにより、入学1年目の成績判定がなされなかった場合は、各キャンパスの奨学金窓口に相談してください。

【表2】

①修業年限で卒業または修了できないことが確定したこと
②修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること
③履修科目の授業への出席率が6割以下であること、その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること

※上記①～③のいずれかに当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他のやむを得ない事由があると認められる場合は、支給対象となり得ます。その場合は、各キャンパスの奨学金窓口に相談してください。

※編入学や転学をしている場合、編入学前や転学前の学校で①～③のいずれかの基準に当てはまる場合は採用となりません。

※最新の情報により判定することになりますが、修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

２ 貸与奨学金

（１） 第一種奨学金のみ又は併用貸与

※第一種奨学金と第二種奨学金を併せて借りることを「併用貸与」といいます。
・新たに第一種奨学金及び第二種奨学金を同時に出願する場合
・既に第一種奨学金に採用されている方が、新たに第二種奨学金を出願する場合
・既に第二種奨学金に採用されている方が、新たに第一種奨学金を出願する場合 など

1年次生	高等学校調査書の学業成績評定平均値が3.5以上の者 入学試験の出願時に提出した調査書の成績で判定を行います。なお、高等学校等の卒業時点で上記の基準を満たす場合は、速やかに各キャンパスの奨学金窓口に申し出てください。
2~3 年次生	次の①及び②の条件をともに満たしている者 ①下表の**【出願基準単位数】**を満たしていること ②大学における評定平均値（下欄の計算式による）が2.20以上の者
4 年次生	2~3 年次生の条件に加え、修業年限内で卒業できる見込みが確認できること。
評定平均値の計算式	評定平均値＝{（「秀・優」の数×3）＋（「良」の数×2）＋（「可」の数×1）}÷修得科目数 ※卒業所要単位数に算入することができる科目のみ計算に用い、小数点第3位を四捨五入する。（GPAとは異なりますので注意してください。）

上記の学力基準を満たしていなくとも、以下に該当する方は学力基準を満たすものとして取り扱う場合があります。該当する方は各キャンパスの奨学金窓口に相談してください。
・生計維持者の貸与額算定基準額が０円の方（算出方法は『貸与奨学金案内』の P12 を参照）
・生活保護受給世帯の方
・社会的養護を必要とする方（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている方等）
※休学履歴がある学生は、各キャンパスの奨学金窓口までご相談ください。

（２） 第二種奨学金のみ

1年次生	本学への入学をもって学力基準を満たす
2~3 年次生	下表の**【出願基準単位数】**を満たしていること
4 年次生	修業年限内で卒業できる見込みが確認できること※

※休学履歴がある学生は、奨学支援グループまでご相談ください。

【出願基準単位数】

在学学期数	3学期	4学期	5学期	6学期	7学期	8学期
単位数	30	45	60	75	90	110

※在学学期数は2026 年度秋学期時点の在学学期数として確認してください。（休学した学期を算入せず。）
※単位数は2026 年度春学期までに修得した科目のうち、卒業所要単位に算入することのできる科目の合計単位数を示しています。

Ⅳ 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額（併給調整）

高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額は下表のとおり調整されます。この場合、貸与奨学金の申込時に選択した貸与月額及び貸与中の月額から減額等の調整（併給調整といいます）がされることがあります。また、給付奨学金が「自宅通学」の月額の場合、第一種奨学金も「自宅通学」の月額になります。なお、給付奨学金と第一種奨学金が同月に採用となる場合は初回振込から併給調整がかかります。第一種奨学金に採用された後に給付奨学金に採用された場合は、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）を行いますが、精算処理ができない場合（調整後月額が0円の場合等）は諸規程の定めに基づき、貸与終了後に返還することになります。

（抜粋）給付奨学金案内 P18

①多子世帯でない場合

学校種別・給付奨学金の区分			国公立		私立	
			自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分		0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分		0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分		20,300円（25,000円）	13,800円	21,700円（20,000円、30,300円）	19,200円
	第Ⅳ区分	理工農系	併給調整なし（注4）	併給調整なし（注4）	20,000円、34,500円（20,000円、30,000円、44,500円）	20,000円、30,000円、44,500円

②多子世帯の場合

学校種別・給付奨学金の区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	多子世帯　※1	300円	6,300円	0円	5,600円

Ⅴ 奨学金の家計審査について

給付・貸与ともに収入については、マイナンバーにより取得した 2025 年分（1 月 1 日～12 月 31 日）の収入に基づく 2026 年度住民税情報を用いて日本学生支援機構が審査します。

【貸与奨学金の審査上の注意点】

（1）生計維持者が 2025 年 1 月 2 日以降に転職（再就職）・起業している場合の取扱い

住民税情報に基づく審査の結果が第 1 希望とならなかった場合、希望により、転職後の減収した収入で再審査を受けることができます。

「転職後の収入を用いて審査を行うフロー」

出願

・再審査を希望する場合は、スカラネット登録時に、生計維持者の転職を確認する問いに対して、「はい」を選択し、「再審査を希望する」を選択してください。（参考 スカラネット入力下書き用紙 P14）

機構での審査

・提出したマイナンバー関係書類により取得した住民税情報に基づいて、日本学生支援機構が審査した結果、第 1 希望の貸与奨学金が不採用。

必要書類の提出

・再審査に必要な転職後の給与明細等を提出（再審査を希望されている方に、給与明細等の提出を求める場合がありますのでご準備ください）。

再審査

・日本学生支援機構が転職後の給与明細等を用いて再審査。
・再審査の結果は大学から通知。

（2）その他の特別な状況について

生計維持者が死亡、失職（退職、会社倒産、廃業）、離別、災害等に罹災した、事故・病気等により就労困難（休職による収入減少）、また同一生計の家族が事故・病気等となった（支出増大）、父母等による暴力等からの避難等の家計状況に特別な事情が生じた場合は、緊急採用・応急採用での出願も可能となります。緊急採用・応急採用については、直近の収入状況での判定が可能となる場合がありますので、家計に特別考慮すべき事情が生じた方は、事前に各キャンパスの奨学金窓口に相談してください。

【修学支援新制度の審査上の注意点】

資産基準について

家計基準とは別に資産基準が設けられております。申込日時点の出願者本人と生計維持者の資産額が対象となります。「給付奨学金案内」の P9を参照の上、出願してください。

Ⅵ その他

〈給付奨学金案内〉　文部科学省 Web サイト

1　多子世帯の支援に伴う修学支援新制度の拡充について

生計維持者が 2025 年 12 月 31 日時点の扶養していた親族の数が
3人以上である世帯への修学支援新制度が拡充されています。
奨学金の支給金額や授業料減免額等、制度の詳細については、
「給付奨学金案内」の P17～20
（https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku_etc.html）
文部科学省の Web サイト
（https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm）をご確認ください。

2　特別な事情に該当する場合について

「2026 年度秋学期　修学支援新制度及び日本学生支援機構貸与奨学金　出願願書」のその他、特別な事情（以下の①～④）に該当する方は、別途書類の提出が必要な場合がありますので事前に各キャンパスの奨学金窓口に申し出てください。

①申込者本人・生計維持者が事情によりマイナンバーを提出できない場合
②申込者本人・生計維持者が海外に居住し、2026 年度（2025 年 1 月～12 月分）の住民税が課税されていない場合
③給付奨学金を希望する人のうち、進学するあなたが家計を支えており、進学のために進学前 1 年以内に離職することにより世帯年収の減少が見込まれる場合は、申請書の提出により、進学するあなたの所得を審査時に算入しない特例措置が適用されます。
④多子世帯に該当する方で、2026 年 1 月 1 日以降に、住民税における扶養の情報に反映されない新たに生まれた子等がいた場合や、離婚等により扶養する生計維持者に変更が生じている場合は、一定の条件に基づき、多子世帯の判定のための「子ども」の数に加えることができます。 新たに生まれた子等を加算しても「子ども」の数が 2 人以下である場合は、申告の必要はありません。

3　大学等に進学するまでの期間に関する要件について（変更点）

これまで、支援の対象となる要件として、高等学校等を卒業した年度の翌年度末から2年を経過する前に大学等に入学していることが要件とされていました。2026 年度から、「災害、傷病その他のやむを得ない事由」により、高等学校等を卒業した年度の翌年度末から2年を経過する前に入学することが困難であったと認められる場合は、4年を経過する前に大学等に入学していれば、支援の対象とすることを可能とする運用へ変更されました。詳細は「給付奨学金の案内」の P6をご確認ください。なお、該当する可能性のある方は、速やかに各キャンパスの奨学金窓口までご相談ください。

4　授業料等の納入猶予取扱いについて（変更点）

今回の 11 月追加募集で新たに修学支援新制度へ申請する方については、授業料・諸費の納入猶予（※）の対象となりません。所定の期日までに授業料・諸費を納入してください。採用となった場合は、2027 年 3 月下旬頃に支援区分に応じた減免額を還付予定です。また、今回の出願で修学支援新制度に採用となり、翌学期以降も継続して修学支援新制度の支援資格を有する学生に対しては、支援区分に応じた支援額を授業料から減免します。

※授業料等の納入猶予とは、大学が定める所定の期日までに、新たに修学支援新制度に申請を行った学生（新規申込者）のうち、授業料・諸費の納入猶予を希望する方は、支援区分決定までの間、授業料・諸費の納入を猶予し、支援区分決定後に授業料から支援額を減免となる制度を指します。

５　第一種奨学金及び併用貸与の学力基準の変更について（変更点）

第一種奨学金及び併用貸与を希望する１年次生（2 学期目）の学力基準として、以下の基準を設定しておりました。

①高等学校調査書の学業成績評定平均値が3.5以上の者

②大学における評定平均値（下欄の計算式による）が2.20以上の者

しかしながら、2026 年度定期二次（秋学期）より２学期目に該当する学生については、②が撤廃され、１学期目に該当する学生同様、「①高等学校調査書の学業成績評定平均値が3.5以上の者」のみが学力基準となりました。

６　多子世帯支援における「子ども」の扶養人数のカウントについて（変更点）

令和７年度税制改正において、いわゆる「103 万円の壁」が見直されたことを踏まえ、「子ども」（扶養）とするカウント対象が以下①･②の者となります。

①学生世代（19 歳以上 22 歳以下）以外の者については、年収 123 万円（合計所得金額 58 万円）以下の者
②学生世代（19 歳以上 22 歳以下）の者については、年収 160 万円（合計所得金額 95 万円）以下の者

所得課税証明書やマイナーポータル等にて、学生世代を含み、年収 123 万円以下の者については、一般扶養親族もしくは特定扶養親族、16 歳未満の扶養親族となっております。

しかしながら、住民税情報上、学生本人以外の親族のうち学生世代で年収 123 万円超 160 万円以下の者については、特定扶養親族の**扶養控除**の対象ではあるものの、特定扶養親族として扶養人数にはカウントされておりません。

高等教育の修学支援新制度における多子世帯及び日本学生支援機構貸与奨学金の扶養控除において、3 人以上の子ども（生計維持者より年下）を扶養し、年収 123 万円超 160 万円以下に該当する学生本人以外の親族がいる場合、特定扶養親族の扶養控除の対象となる学生世代の方の課税所得証明書を別途提出することにより、扶養親族としてカウントされる場合がありますので、該当する方は、「所得課税証明書」と「戸籍謄本の写し、住民票の写し等、当該特定親族等と生計維持者の続柄の記載がある公的証明書類」をご提出ください。

また、学生世代については、2025 年 12 月 31 日時点において 19 歳以上 22 歳以下の方が対象ではありますが、2007 年１月２日～4 月１日生まれ（早生まれ）の 18 歳についても、同様のカウント方法になります。（下表「18 歳早生まれ」のとおり）

※年収 123万円超 160 万円以下に該当する学生世代については、多子世帯支援における扶養と扶養控除の取扱いが異なります。特定扶養親族の扶養控除をされていても、扶養人数としてカウントされておりませんので申告が必要です。

※学生本人が年収 123 万円超 160 万円未満の場合に該当する場合であっても、マイナンバーの登録を行うため、所得課税証明書の提出は不要です。

〇「子ども」カウントイメージ（給与収入のみの場合）

年齢等 / 年収	学生世代（19歳～22歳）		18歳早生まれ		左記以外
	本人	本人以外	本人	本人以外	本人･本人以外
123万円以下（扶養親族）	子ども	子ども	子ども	子ども	子ども
123万円超 160万円以下	子ども	子ども（申告必要）	子ども	子ども（申告必要）	対象外
160万円超	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外

7　給付奨学金における収入・所得の上限額の目安について（変更点）

6 の変更点同様に令和 7 年度税制改正によって、収入・所得の上限額の目安が以下のとおり変更となりました。

【（〇）が給与所得者の世帯（年間の収入金額）】

（単位：万円）

世帯人数	想定する世帯構成	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分
（ア）2人	本人、母（〇）	229	332	402	649
（イ）3人	本人、母（〇）、高校生	289	391	457	677
（ウ）4人	本人、親A（〇）、親B（無収入）、高校生	295	395	461	698
（エ）4人	本人、親A（〇）、親B（〇）、高校生	親A:295	親A:341	親A:412	親A:659
		親B:127	親B:165	親B:165	親B:165
（オ）5人	本人、親A（〇）、親B（パート）、高校生、中学生	親A:321	親A:395	親A:461	親A:698
		親B:110	親B:110	親B:110	親B:110

【（〇）が給与所得者以外の世帯（年間の所得金額）】

（単位：万円）

世帯人数	想定する世帯構成	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分
（ア）2人	本人、母（〇）	144	212	272	452
（イ）3人	本人、母（〇）、高校生	182	257	311	494
（ウ）4人	本人、親A（〇）、親B（無収入）、高校生	196	277	348	526
（エ）4人	本人、親A（〇）、親B（給与所得者）、高校生	親A:179	親A:208	親A:263	親A:455
		親B:127	親B:165	親B:165	親B:165
（オ）5人	本人、親A（〇）、親B（パート）、高校生、中学生	親A:217	親A:277	親A:353	親A:530
		親B:110	親B:110	親B:110	親B:110

※表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されているため、世帯構成、障害者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

※学生等本人が前年の 12 月 31 日現在 19 歳から 22 歳であり、本人に市町村民税が課税されていないものとした場合の目安です。

上記変更点は、2026 年度定期二次（秋学期）からの変更点であるため、参考として掲載しております「2026 年度給付奨学金案内」P9 に記載の「収入・所得の上限額の目安」は以前の目安となります。

家計基準を満たしているか確認する場合は、「進学資金シミュレーター」をご利用ください。

なお、「進学資金シミュレーター」についても、あくまで目安です。

【進学資金シミュレーター】

Ⅶ 家計急変採用および緊急・応急採用について

事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に支援の必要がある場合に出願できる可能性があります。該当する事由は以下のとおりです。下表に記載の事由に該当し、対応する証明書類を提出できる場合のみ申込できます。なお、申請時に事由が解消している場合は対象となりません。

【家計急変（修学支援新制度）】

A	生計維持者の**死亡**
B	生計維持者が**事故又は病気により、３か月以上、就労が困難**
C	生計維持者が**失職（非自発的失業の場合に限る）**
D	生計維持者が震災、火災、風水害等に**被災**した場合であって、 **次のいずれかに該当** ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など 世帯収入を大きく減少させる事由が発生
E	学生本人が父母等による**暴力等から避難**

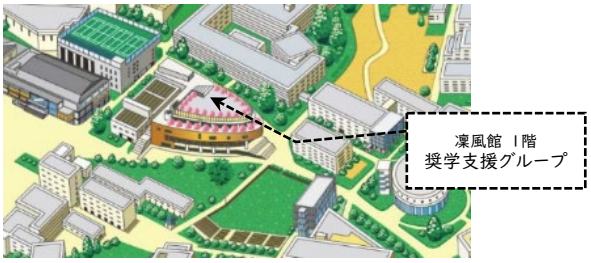
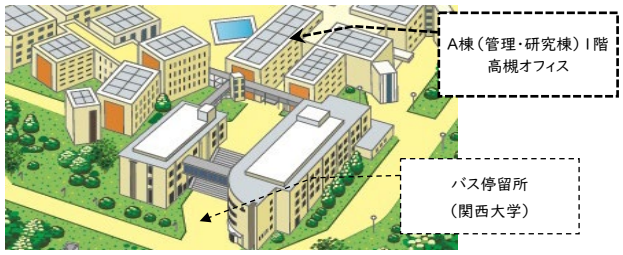
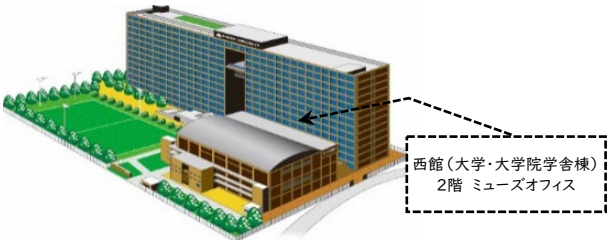
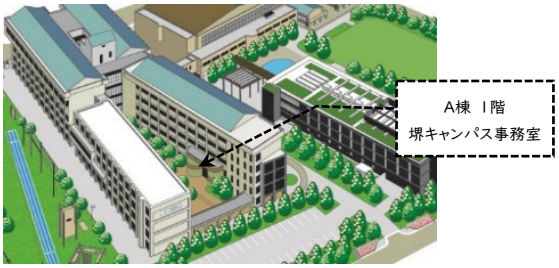
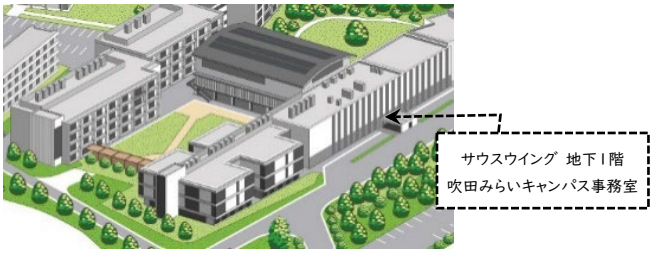
※以下の場合は家計急変採用による支援の対象にはなりません。

【緊急･応急（日本学生支援機構貸与奨学金）】

1．生計維持者が死亡		生計維持者が死亡した日
2．事故・病気等	（1）生計維持者が事故・病気等となり就労困難 【休職による収入減少】	事故・病気等発生以降の 家計急変日
	（2）同一生計の家族が事故・病気等となり家計が急変 【生計維持者の支出増大】	事故・病気等の発生日
3．生計維持者が失職（退職、会社倒産、廃業）		離職日、廃業日
4．生計維持者が 震災、火災、 風水害等に被災	（1）被災等により、収入が無くなった	罹災日、被災日
	（2）被災等により、収入が減った	
	（3）被災等により、支出が増えた（収入状況は変化なし）	
5．父母等による暴力等から避難		保護施設への入所年月日等
6．生計維持者との離別（離婚・行方不明等）		離別日（離婚日、失踪日等）

上記に該当する可能性がある方については、各キャンパスの奨学金窓口までご相談ください。

Ⅷ 各キャンパス奨学金窓口

<table>
<tr><td>千里山</td><td>
</td><td>学生センター 奨学支援グループ</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>〒564-8680 吹田市山手町3-3-35
取扱時間/9:00～17:00
※ 土日・祝日・休業期間中を除く</td></tr>
<tr><td>高槻</td><td>
</td><td>高槻オフィス</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>〒569-1095 高槻市霊仙寺町2-1-1
取扱時間/9:00～17:00
※ 土日・祝日・休業期間中を除く</td></tr>
<tr><td>高槻ミューズ</td><td>
</td><td>高槻ミューズオフィス</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>〒569-1098 高槻市白梅町7-1
取扱時間/9:00～17:00
※ 土日・祝日・休業期間中を除く</td></tr>
<tr><td>堺</td><td>
</td><td>堺キャンパス事務室</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>〒590-8515 堺市堺区香ヶ丘町1-11-1
取扱時間/9:00～17:00
※ 土日・祝日・休業期間中を除く</td></tr>
<tr><td>吹田みらい</td><td>
</td><td>吹田みらいキャンパス事務室</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>〒565-8585 吹田市山田南50-2
取扱時間/9:00～17:00
※ 土日・祝日・休業期間中を除く</td></tr>
</table>